平成２７年（フ）第１１２９号
千葉県八千代市八千代台西１丁目４番９号第３小林ビル、商業登記簿上の本店所在地千葉市花見川区幕張本郷１丁目３番５号
破産者　株式会社スリー・エス
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０９号
群馬県伊勢崎市馬見塚町1054番地２
破産者　有限会社太洋エンジニアリング
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２号
埼玉県熊谷市末広１丁目77番地
破産者　株式会社ウエイト
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４９号
千葉県船橋市馬込西２丁目19番３号
破産者　杉田　英朗
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８１号
横浜市中区山下町279番地12先
破産者　日本コンテナサービス株式会社
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８号
川崎市川崎区追分町10番12―702号
破産者　モリ工房有限会社
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
川崎市中原区新丸子東２丁目902番１―309号
破産者　株式会社インタープロジェクト
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３５７号
名古屋市中区三の丸１―13―６　大和丸の内ビル４Ａ号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区天神山町７番18号
破産者　株式会社萬天堂
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３８号
名古屋市名東区社が丘４丁目1006番地の１
破産者　有限会社ウィンエイド
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６２号
神戸市西区南別府１丁目10番地の６　グリーンライフ伊川谷202号、前住所神戸市西区池上２丁目18番地の３　プチエルディムＡ101号
破産者　貞野　　淳
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
松江市大庭町1337番地９
破産者　目次　裕子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良1510番地31
破産者　株式会社うわうみ
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第２８５号
北海道旭川市大町２条３丁目５番地
破産者　株式会社山一興産
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３９号
東京都八王子市元本郷町４丁目14番23―307号
破産者　有限会社ワイエス
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４０号
東京都八王子市元本郷町４丁目14番23―307号
破産者　株式会社ＦＤＭＣ
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４１号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅７―306、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市元本郷町４丁目14番23―307号
破産者　小俣　進一
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０９号
東京都八王子市北野町536番地15サンライズマンション304号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市大和田町２丁目10番７号501
破産者　結城早智子（旧姓有島）
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７８号
横浜市戸塚区汲沢町531番地８
破産者　株式会社青進工業
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６号
静岡県浜松市中区文丘町23番20号
破産者　株式会社シバプリント
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７号
島根県浜田市長沢町1671番地14
破産者　大野　　宏
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第５０４号
岡山市中区円山206番地プレシャススマイル202号
破産者　木村　信一
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部